

事業シート(事業概要書)

1 事業名		議会だより発行事業		2 事業開始年度	昭和47年					
3 担当部・課・担当名		議会事務局 議会事務局総務担当		4 事業責任者	高橋 京子					
5 根拠法令等		( <input type="checkbox"/> 義務づけ <input checked="" type="checkbox"/> その他 )								
6 総合計画	章			7 実施方法	<input checked="" type="checkbox"/> 直接実施 <input type="checkbox"/> 業務委託又は指定管理 (委託先: )					
	節				<input type="checkbox"/> 補助金(補助先: ) <input type="checkbox"/> その他( )					
	項	町民参加のまちづくりの推進								
	小項目	情報提供・公開の推進								
	細項目	広報・広聴活動の充実								
8 事業概要	① 目的 (何のために)	町議会における審議内容や議決結果、一般質問での質問・答弁等の議会活動を議会だよりを通じて情報発信することにより、町政の政策決定の透明性を高めるとともに、町政及び議会の活動に対する関心と理解を深める。また、その上で町政への住民参加、協働の意識の醸成を図る。								
	② 対象 (誰・何を対象に)	町民								
	③ 事業内容 (手段・手法など)	議会だよりの発行 ・町議会定例会ごとに年4回発行(5月、8月、11月、2月) ・毎号平均14ページ、4色刷、年間8万部を作成 (1号あたりの発行先の内訳) 全世帯・事業所……………1万9,000部 公共施設等…………… 1,000部  ・編集は、議員(議会だより編集委員6名)と職員が共同し行う 1号あたり2回程度の編集会議を実施								
	④ 事業の必要性	現状では町議会の議論を詳細に伝える民間メディアは存在しない。議会は、町政の議決機関であるとともに、チェック機能である。議会だよりは、議会が「どこをどうチェックしているのか」など各定例会での議論や議会活動等を伝える定期的な情報紙であり、町民への情報提供の観点から、本事業は必要である。								
9 コスト			平成23年度							
	① 事業費	1,949	千円	10 人件費	職員構成		概算人件費			
	② 人件費	1,906	千円		担当課職員 (再任用職員含む)		1,906	千円	0.30	人
	③ 総額	3,855	千円		臨時職員等		0	千円	0	人
11 事業費 (財源内訳)	年度		事業費計 (千円)		財源内訳(千円)					
					国・県支出金	町債	その他	一般財源		
	H20年度(決算)		1,236					1,236		
	H21年度(決算)		1,235					1,235		
	H22年度(決算見込み)		1,529					1,529		
H23年度(予算)		1,949					1,949			
12 平成23年度 事業費内訳		議会だより印刷製本費 194万9千円 @1.68円×14.5ページ×2万部×4回 (平成22年度委託先:株式会社 グラフ 指名競争入札)  ポスティング費用 広報情報課対応(広報等の配付に合わせて配付)								

## 事業シート(事業概要書)

		活動指標名	単位	H20年度	H21年度	H22年度(見込み)	
13 事業実績		議会だより発行部数	部	76,400	60,000	80,000	
		議会だより発行回数	回	5(議員改選時臨時号含む)	4	4	
14 単位当りコスト		議会だより1部あたりの制作費用(発行部数/事業費)	円	16.18	20.58	19.11	
15 成果目標 (現状の成果及び今後どのようにしたいか、定量的な評価を示す)	議会だよりは、21年度まで自治会を通じて配付し、公民館等の公共施設や駅などへ入手ができるようにしていたが、行政情報は、迅速かつ公平に町民へ伝える必要があるため、22年度より、ポスティングにより全戸配付を行っている。今後も、ポスティングを継続することにより、配付率100%を保つ。						
		成果指標名	単位	H20年度	H21年度	H22年度(見込み)	
16 成果実績		議会だより配付率	%	80.4	79.4	100	
17 事業の自己評価	① 課題等	議会だよりが住民に読まれているのか、住民の求めている内容、知りたいと思っている内容になっているのかどうかを把握する必要がある。					
	② 今後の方向性	「議会だよりを発行」については、地方自治法に規定はないが、地方自治法の第115条では「公開の原則」がうたわれている。 町民の多くの人々は自身の生活に忙しく、とても議会の様子を知る時間がなく、忙しいからこそ行政へのチェック役と議会の審議を議員に負託しているものともいえる。 そして、住民には議会の様子を知る権利があり、議会には知らせる義務があるとも考えている。 「議会だより」はその名のとおり、議会のニュースを伝えるもので、住民が求めているもの、知りたいと思っていることに重点を置いた住民サイドの編集姿勢になるよう、さらに一步前進した住民が読みたい議会だよりとなるよう追求していく必要があり、今後はそのための住民アンケート実施などを検討する。					
18 比較参考値 (他自治体での類似事業の例など)	近隣市町の比較(平成22年度)						
		製作単価(一部/円)	紙面の種類	平均ページ数	発行回数	発行部数	配付方法
	藤沢市		タブロイド版	8	4		自治組織による配付
	平塚市	8.2	タブロイド版	8	4	95,000	新聞折り込み
	海老名市	4.6(4号) 10.6(6号)	タブロイド版	4.4	4	52,500	ポスティング
	茅ヶ崎市	10.8	A4版	18	4	84,500	自治組織による配付
	葉山町	24	A4版	18	4	14,650	ポスティング
	大磯町	29	A4版	14	4	12,400	自治組織による配付
	二宮町	37.3	A4版	13.5	4	11,600	自治組織による配付
	寒川町	19.1	A4版	14.5	4	20,000	ポスティング
* 各市町とも議員改選時などに臨時号を発行するため発行回数が増えることがある。							
19 特記事項 (事業の沿革等)	昭和47年6月 平成8年11月 平成22年6月 平成23年2月	議会だより第1号発行。6ページ、発行は年4回。 議会だより第100号発行。 配付方法をポスティングに変更し、全戸配付開始。 議会だより第157号発行。					

## 議会だより発行业補足資料

○寒川町議会だより発行規程

(昭和47年4月1日議会告示第1号)

改正昭和50年4月22日議会告示第1号

(目的)

第1条 この規程は、本町議会活動の諸事項を町民に周知するため、寒川町議会だより(以下「議会だより」という。)を発行することについて必要な事項を定めることを目的とする。

(掲載事項)

第2条 議会だよりに掲載する事項は、おおむね次のとおりとする。

- (1) 定例会、臨時会に関する事。
- (2) 各種委員会に関する事。
- (3) 請願、陳情に関する事。
- (4) その他必要と認める事。

(発行)

第3条 議会だよりは、毎年5月、8月、11月及び2月に発行する。ただし、必要に応じて発行の時期を変更し、又は臨時に発行することができる。

(編集委員会)

第4条 議会だよりの発行について、その編集の適正を期するため、町議会に議会だより編集委員会(以下「委員会」という。)を置く。

(委員会の構成)

第5条 委員は、議会運営委員会の委員をもつてあてる。

2 委員会には、議長及び副議長がこれに参画する。

(委員の任期)

第6条 委員の任期は、議会運営委員会委員の例による。

2 補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第7条 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選により定める。

2 委員長は、委員会を招集し、会議を総理する。

3 副委員長は、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

(委任)

第8条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は、委員会がこれを定める。

附 則

この規程は、昭和47年4月1日から施行する。

附 則(昭和50年4月22日議会告示第1号)

この規程は、公表の日から施行する。